

旭川市営住宅

住まいのしおり



入居者の皆さんへ

市営住宅は、公営住宅法の趣旨に沿って住宅に困窮する低額所得者のために、健康で文化的な生活ができるよう、低家賃で住宅を供給することを目的として建設された公共の住宅です。

したがって、市営住宅は市民の大切な財産であることから、入居者の皆さんは、入居者同士で協力して大切に使用しなければなりません。そのため、一般の民間賃貸借住宅とは異なった様々な制限や義務が公営住宅法や旭川市営住宅条例等で定められています。

さらに、市営住宅は、多くの方々が生活する集合住宅であるため、入居者の皆さんには、団地にある集会所や児童遊園など共同施設の維持管理等に努めていただくほか、日常生活における入居者同士の約束事や取決め事を守る必要があります。

入居者の皆さんが快適な団地生活を送るためにもお互いを理解しながら、協力し合ってください。

このしおりは、これらの取決めや住宅の使用方法について、入居者の皆さんに知っていただきたいこと、注意していただきたいことを簡単に説明したものです。大切に保管して、折りに触れ目を通していただき、住み良い団地の運営に御協力ください。



**ASAHIKAWA
CITY**

~~~~目次~~~~

|                                 |      |                         |      |
|---------------------------------|------|-------------------------|------|
| I 団地での共同生活                      | P 3  | IV 住宅の設備・修繕             | P 18 |
| 1 自治会の必要性                       |      | 1 住宅設備の使用方法・注意事項        |      |
| (1) 自治会の仕事                      |      | (1) 床の防水                |      |
| (2) 共益費とは                       |      | (2) 玄関                  |      |
| (3) 団地の防災・防犯活動                  |      | (3) 台所                  |      |
| 2 住宅管理人                         |      | (4) トイレ                 |      |
| (1) 管理人の職務                      |      | (5) 浴室                  |      |
| 3 注意事項・禁止事項                     |      | (6) バルコニー（ベランダ）         |      |
| (1) ペットの飼育禁止                    |      | (7) 電気設備                |      |
| (2) 騒音                          |      | (8) 給水設備                |      |
| (3) 水のトラブル                      |      | 2 共同施設の使い方              |      |
| (4) 車両の乗入れ                      |      | (1) エレベーター              |      |
| (5) 共益費の未納や共同作業への不参加            |      | (2) 共同郵便受け              |      |
| 4 明渡し請求する場合                     |      | (3) パイプシャフト室            |      |
|                                 |      | (4) 消防用設備               |      |
| II 住宅の家賃・敷金・駐車場使用料              | P 7  | (5) 排水設備                |      |
| 1 収入申告                          |      | (6) 廊下・階段               |      |
| (1) 収入申告の方法                     |      | (7) 屋上                  |      |
| (2) 収入申告と家賃が決まるまでの進め方           |      | (8) ごみステーション            |      |
| (3) 収入の再認定                      |      | (9) 集会所                 |      |
| 2 家賃                            |      | (10) 児童遊園               |      |
| (1) 家賃の決め方                      |      | 3 住宅の修繕                 |      |
| (2) 家賃の納入方法                     |      | (1) 市が行う修繕箇所            |      |
| (3) 家賃の支払いが困難になったとき・滞納したとき      |      | (2) 入居者が行う修繕箇所          |      |
| 3 敷金                            |      | (3) 修繕費負担区分表            |      |
| 4 駐車場使用料                        |      | 4 結露の防止                 |      |
|                                 |      | (1) 「結露」とは              |      |
| III 住宅課に対する届出・申請                | P 12 | (2) 結露を防ぐには             |      |
| 1 親族の同居を希望する場合                  |      | (3) それでも結露が起こったら        |      |
| 2 名義人が変更となる場合                   |      | (4) 24時間換気扇について         |      |
| 3 出産・死亡・転居など同居者に変更が生じた場合        |      | V 防火・防犯                 | P 26 |
| 4 入院など市営住宅を長期間空ける場合             |      | 1 防火                    |      |
| 5 連帯保証人を変更する場合                  |      | (1) 火災が発生した場合           |      |
| 6 住宅内に手すり、温水洗浄便座、エアコンなどを設置したい場合 |      | (2) 緊急通報システム（ホットライン119） |      |
| 7 自動車を市営住宅敷地内に駐車する場合            |      | 2 防犯                    |      |
| 8 市営住宅を退去する場合                   |      | VI 災害時の緊急避難             | P 28 |

# I. 団地での共同生活

## 1 自治会の必要性

市営住宅の日常的な管理は、入居者自身が行わなければなりません。

また、市営住宅には子供から高齢者まで、様々な方がいろいろな考えを持って暮らしているため、入居者同士の役割を決めたり、問題を解決したりするための取決めが必要になります。

これらのことを行うのが、入居者で組織した「自治会」になります。

近年、入居者の高齢化が進んでおり、団地での生活をする上で入居者同士の助け合いの重要性がますます高くなっています。

住み良い環境をつくり、皆さんが気持ち良く生活するためにも、自治会には必ず加入してください。

### (1) 自治会の仕事

#### ア 団地の管理・運営

- (ア) 排水管の定期清掃費の積立て
- (イ) 維持管理費（共益費）の徴収
- (ウ) 団地内の清掃、除雪、草刈り、芝刈り、樹木の剪定・消毒及び冬囲い
- (エ) 防災訓練の実施
- (オ) 団地内の備品の管理・修繕、外灯電球の取替え
- (カ) 市から依頼された文書配布、連絡事項の周知
- (キ) 団地入居者からの相談受付
- (ク) 一般に町内会が行っている活動・業務

#### イ 駐車場の管理

団地敷地内の駐車スペースは、自治会の下に駐車場運営委員会を設置し、管理していただきます。

#### ウ 集会所運営委員会

集会所は、自治会と地域の住民が共同で集会所運営委員会を設置し、管理していただきます。

## (2) 共益費とは

市営住宅共同施設の維持管理に必要な費用は、“共益費”として、入居者の皆さんに負担していただきます。

共益費には毎月支払わなければならないものもありますので、自治会などで集金があった際には、必ず納めてください。

設備や敷地の状況によっても異なりますが、基本的には次のようなものがあります。

- ア 共同で使用する電灯・電力・動力費用
- イ 共同で使用する消耗品の購入費用
- ウ 団地内通路、駐車場、屋根等の除排雪費用
- エ 排水管の清掃費用
- オ 屋内外の清掃費用
- カ 集合煙突の清掃費用
- キ 団地集会所の運営管理費用

## (3) 団地の防災・防犯活動

非常時に最初に対応するのは、実際に団地に住む入居者です。

防災・防犯については、自治会で日頃から話し合っておいてください。

特に中高層住宅にお住まいの方は、自衛消防組織の作成や防災訓練の実施等により、非常時に備えてください。

## 2 住宅管理人

管理人は住宅課と入居者の連絡役として、中高層住宅には1棟につき1人、平屋又は2階建の住宅については、おおむね30戸につき1人配置しています。

### (1) 管理人の職務

管理している住宅で災害等により被害があった場合の連絡業務のほか入居の確認、退去の把握、市からの通知文書の配付等、言わば住宅課とのパイプ役の仕事です。

管理人も入居者の一員であり、家賃も同様に払っていただいております。

管理人の職務としては、住宅の共用部分を整備・清掃したり、修理をしたりすることはありません。

なお、管理人が辞任又は退去等で交代が必要な場合は、速やかに住宅課まで届出を行ってください。

### 3 注意事項・禁止事項

市営住宅の団地には様々な人が入居しています。

お互いに協調の気持ちを失わず、共同生活のモラルを守って快適で良好な団地生活をおくっていただくためにも、次の迷惑行為は絶対にしないようにしてください。

#### (1) ペットの飼育禁止

市営住宅では、犬・猫等の動物を飼育することは、入居者全体の良好な環境保持のため禁止しています。

飼う人にとって苦にならない鳴き声、におい等も他人にとっては大変迷惑なことであり、そのことで隣近所とトラブルを起こす原因にもなります。

また、動物を飼育すると、建物ににおいや汚れがつく原因にもなります。

建物に付いたにおいや汚れ等（※）は、飼育していた人が退去した後も、なかなか消えません。

※ これらの修繕費については、飼育していた人の負担になります。

#### (2) 騒音

コンクリート造りの建物は、音を反響させます。

特に夜になると伝わりやすく気になるものです。

ア ゲタ、木製サンダルで廊下を歩きますと周囲に響きます。

また、ドアの開閉は、できるだけ静かにしてください。

イ ドンドンと音をたてたり、楽器・音響機器などで大きな音を出したりしないでください。小さい子供がいる方は、十分注意してください。

ウ 椅子を引く音や家具を動かす音等は、階下に響きます。床にカーペットやフロアクッションを敷く等の対策を行うなどして、十分注意してください。

#### (3) 水のトラブル

鉄筋コンクリートの床でも完全防水ではありません。

少量の水でもこぼしたまま放置すると、階下の部屋に漏れてしまいます。

洗濯や掃除等で水を使用する際に、うっかり水をこぼして階下の入居者に迷惑をかけることのないようにしましょう。

特に、洗濯機を使用するときは、排水に十分注意してください。

#### (4) 車両の乗入れ

指定された場所以外は、車両の乗入れを禁止しています。

歩行者用の通路等は、車の重さに耐えるようにできていません。

除雪の障害になったり、芝生を傷めたりするおそれがあります。

また、落雪等により、事故や車両の損傷につながるおそれがあることから、危険個所から離して駐車する等の対策を行ってください。

#### (5) 共益費の未納や共同作業への不参加

全ての入居者にとって迷惑となる行為ですので、入居者の義務として、自治会の決まり事は必ず守ってください。

## 4 明渡し請求する場合

次のような不正行為があった場合は、住宅を明け渡していただくこととなりますので、十分注意してください。

- (1) 家賃（住宅使用料）を3か月以上滞納したとき。
- (2) 住宅の一部を他人に貸したり、入居の権利を他者に譲ったりしたとき。
- (3) 許可なく増築や模様替えをしたとき。
- (4) 許可なく他人を同居させたり、名義人が居住しないで、他の者を入居させたとき。
- (5) 住宅を営業目的の商店、事務所等居住以外の用途に使用したとき。
- (6) 住宅又は共同施設を故意に破損したりして損害を与えたとき。
- (7) その他、公営住宅法令、旭川市営住宅条例、同条例施行規則等に違反したとき。

※ 明渡しに要する費用及びそのために生ずる損害は、全て入居者の負担となります。

## II. 住宅の家賃・敷金・駐車場使用料

### 1 収入申告

市営住宅の家賃は、毎年提出が義務付けられており、収入の申告に基づいて認定される世帯の収入によって決定されます。

収入の申告をしない場合、家賃は「近傍同種の住宅の家賃」（民間賃貸住宅と同程度の家賃）となりますので、必ず申告してください。

#### (1) 収入申告の方法

ア 対象者 全ての世帯が対象となります。

イ 申告に必要な提出書類

- ① 収入申告書（市で定めた様式）
- ② 収入を証明する書類など

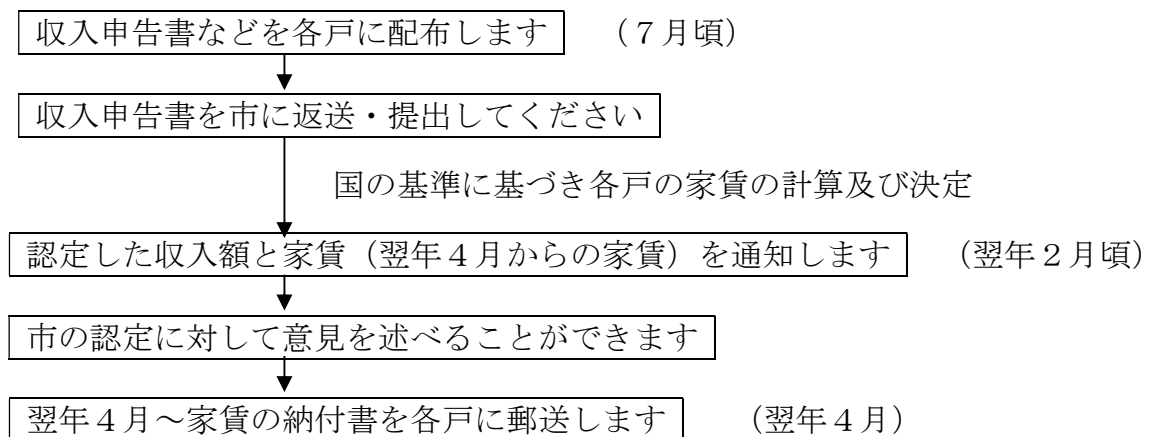
ウ 収入申告の時期

毎年、10月1日を基準日と定めていますが、具体的な申告の時期は、改めてお知らせします。

エ 提出方法

収入申告書や記入のための説明書を、全入居世帯に配付しますので、収入を証する書類などを添付の上、必要事項を記入して期限までに送付してください。

#### (2) 収入申告と家賃が決まるまでの進め方



### (3) 収入の再認定

次のような理由により、世帯の収入などが年度途中で変わった場合は、住宅課に届け出ることにより、再認定を行い家賃額が変わる場合があります。

- ア 入居者又は同居者が退職又は転職して、収入が大幅に変わったとき。
- イ 出生や同居者転居など世帯員数の増減があったとき。
- ウ 同居承認や名義承継の承認を受けたとき。

## 2 家賃

### (1) 家賃の決め方

家賃は、毎年、入居者の皆さんから申告していただく収入と、住宅の新しさ・広さ・設備などを勘案して、公営住宅法等に定められた方法で決まります。

したがって、世帯の収入がいくらで、どこの団地のどの住宅に入居しているかで、様々に異なることとなります。

家賃には、入居者の収入等に応じて次の3種類（ア、イ、ウ）の家賃があります。

ただし、毎年申告していただく収入が変わることや家賃を決める要素の数値が、毎年、国で定められることから、家賃は毎年変わることも考えられますので御承知おきください。

#### ア 本来入居者の家賃

本来入居者とは、国で定める収入基準以下の収入である方、又は、この基準を超える収入であるが入居して3年を経過していない方のことで、多くの方がこの家賃に該当します。また、「裁量階層（※）」に該当する方もこの家賃となります。

この家賃は、家賃算定の基礎となる額に国で定められる3つの係数と市で決める1つの係数を掛け合わせて算出します。

本来入居者の家賃 =

家賃算定基礎額×市町村立地係数×規模係数×経過年数係数×利便性係数

※ 裁量階層とは、次のいずれかに該当する世帯のことで、本来入居者の収入基準を超える収入があっても「収入超過者」に認定されません。

- ① 高齢者世帯（入居者が60歳以上、かつ、同居者のいずれもが60歳以上、又は18歳未満）
- ② 次のいずれかの手帳をお持ちの障害者の方がいる世帯
  - ・ 身体障害者手帳 1級から4級まで
  - ・ 精神障害者保健福祉手帳 1級・2級
  - ・ 療育手帳 A・B判定

- ③ 戦傷病者で認定を受けている方（第1款症以上）がいる世帯
- ④ 原子爆弾の被爆者で認定を受けている方がいる世帯
- ⑤ 海外からの引揚者で、引き揚げた日から5年を経過してない方がいる世帯
- ⑥ ハンセン病で国の指定する療養所に入所していた方がいる世帯
- ⑦ 同居者に15歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある方(中学校卒業前の方)がいる世帯

#### イ 収入超過者の家賃

入居時には収入基準を満たしていても、入居後に収入の上昇などで、条例で定める一定の収入基準を超える場合もでできます。

収入超過者とは、住宅に引き続き3年以上入居していて、かつ、条例で定める基準を超える収入のある方のことで、本来入居者の家賃よりも割高となる収入超過者の家賃を納めていただくこととなります。

|                                                                                                              |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| $\text{収入超過者の家賃} = \text{本来入居者の家賃} + (\text{近傍同種の住宅の家賃} - \text{本来入居者の家賃}) \times \text{収入及び超過年数に応じて設定される率}$ |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------|

なお、一度、収入超過者の認定を受けて割高の家賃となった方でも、転職や退職による収入の減少、又は世帯に変動が生じた場合に収入再認定を行うことで、収入超過者の認定を取り消したり、家賃が減額になったりする場合があります。

#### ※ 住宅の明渡し努力義務

収入超過者に認定されますと、住宅を明け渡すよう努めていただきます。

#### ウ 高額所得者の家賃

高額所得者とは、住宅に引き続き5年以上入居していて、かつ、最近2年間引き続き国で定める基準を超える高額の収入のある方のことで、家賃は、民間の賃貸住宅とほぼ同程度になるよう国で算定方法が決められている「近傍同種の住宅の家賃」となります。

#### ※ 住宅の明渡し義務

高額所得者に認定されますと、住宅を明け渡していただくこととなります。

明渡し請求は、6か月以上の猶予期間をおいて明渡しの指定日を定めて行いますが、この期限が到来したときは速やかに住宅を明け渡さなければなりません。

## (2) 家賃の納入方法

家賃の納入方法は、「納付書による窓口払い」と「口座振替」の2通りあります。

#### ア 納付書による窓口払い

毎月末日までに納入通知書を持参し、銀行、信用金庫、信用組合、農協、ゆうちょ銀行直営店及び郵便局などの金融機関で当月分を納入してください。

納入通知書は、4月中旬に1年分をまとめて郵送します。

#### イ 口座振替

口座振替は、家賃を金融機関の口座から直接振り替えること（毎月末日、ただし12月は25日）により納付できる制度です。

#### ◎ 申込み手続

あなたの取引先の金融機関へ、預金通帳・御使用の印鑑（銀行印）・住宅使用料納入通知書を持参の上、金融機関の窓口にある預貯金口座振替依頼書を提出してください。

振替の開始日は、基本的に申込みのあった月の翌月分からとなります。

### (3) 家賃の支払が困難になったとき・滞納したとき

いかなる理由であれ、納入期限までに家賃を納入されないと督促状が発送されます。

期限までの納入が困難な場合は、分割納付なども可能ですので、事前に住宅課に御相談ください。

また、次の理由（ア、イ、ウ）で家賃の支払が困難な状態になったときは、家賃の減免又は徴収を猶予する制度がありますので、住宅課まで御相談ください。

なお、この制度は申請月以前の家賃について、遡って適用することはできませんので注意してください。

ア 収入が著しく低額になったとき。

イ 病気等で著しく生活が困難になったとき。

ウ 災害により著しく損害を受けたとき。

なお、家賃を3か月以上滞納したときは、保証人に連絡、請求するとともに、住宅の明渡し請求の理由にもなり、事情によっては、市営住宅を退去していただくことにもなりますので、このようなことが生じないように、家賃は納期までに必ず納めてください。

## 3 敷金

市営住宅に入居する際、家賃とは別に、家賃の2か月分を敷金として納めていただきます。

この敷金は、市営住宅を退去するときにお返しいたしますが、その際に未納家賃があったり、入居者の故意、過失などによって市営住宅を傷つけたり、汚したりしたようなときは、敷金からその未納家賃や損害賠償金を差し引いて返還することになります。

なお、敷金に利息はつきませんが、退去されるまで市で預金し、その利息は市営住宅の管理費に充てております。

## 4 駐車場使用料

駐車場は、北彩都団地と第2豊岡団地が有料となっています。現在の使用料については、住宅課までお問い合わせください。（他団地駐車場は、自治会等で駐車場使用料を設けている場合があります。詳細は自治会等にお問い合わせください。）

駐車場の使用は、原則、車検証上の使用者が入居者（同居者を含む。）になっている自動車に限らせていただいております。1世帯で2台目以降の使用については、空き状況等から許可できない場合があります。

使用料の納期限は当月末日までであり、口座振替の利用ができます。

また、駐車場使用料を半額にする減免制度があり、対象者は自動車税が減免になっており、かつ、入居者（同居者を含む。）が障害者手帳を持っている方になります。

なお、駐車場使用料を3か月以上滞納したときは、許可を取り消し、駐車場の明渡しを請求します。

## Ⅲ. 住宅課に対する届出・申請

市営住宅は民間の賃貸住宅とは異なり、入居後に親族の同居や名義承継、世帯員数の増減、駐車場の利用、住宅内の模様替、退去の際などにも、それぞれの届出や申請の手続が必要になります。

特に出生・死亡など世帯に変更があった場合や、転出する場合などには市民課だけではなく、住宅課への届出も忘れずに行ってください。

なお、届出・申請事項の種類、世帯の状況等により様々な添付書類が必要となりますので、届出・申請前に住宅課に問い合わせさせていただくことをお勧めします。

これらの届出や申請は、次のとおりとなりますので、その都度御確認の上、速やかに手続を行ってください。

### 1 親族の同居を希望する場合 → 同居承認申請

市営住宅への同居は、入居許可書に記載された人以外はできません。

ただし、住宅管理上支障がないと認めた場合、同居を承認します。

留守番などと称して承認を得ることなく同居することはできませんので、やむを得ない事情により、親族を同居させたいときには、必ず市の承認を受けてください。

暴力団員の入居は認められませんので、警察への照会の結果、同居しようとする者が暴力団員であると判明した場合は、同居を承認しません。

- 申請：許可申請書に、名義人と同居者との続柄が分かる戸籍謄本、同居者の収入を証明する書類などを添付し住宅課に提出してください。
  - ※ 世帯構成が変わると家賃が変わることもあります。

### 2 名義人が変更となる場合 → 入居承継承認申請

入居名義人の死亡又は離婚等により名義人が同居の親族を残して市営住宅を出た場合その他特別な理由があるときは名義を変更することができます。

入居承継が認められるのは、次の要件全てに該当する場合のみです。

- (1) 承継しようとする方が配偶者（婚姻関係と同様の事情にある方、その他婚約者を含む。）か、名義人の3親等内の親族で“特に居住の安定を配慮する必要がある世帯”（※）のいずれかに該当すること。

※ “特に居住の安定を配慮する必要がある世帯”とは、次の世帯をいいます。

ア 高齢者世帯

入居承継しようとする方が高齢者であり、入居承継後の同居者のいずれもが高齢者又は、18歳未満で構成される世帯

イ 障害者世帯

入居承継しようとする方や同居者に、知的障害者、精神障害者（1～3級）又は身体障害者（1～4級）がいる世帯

ウ ひとり親世帯

20歳未満の児童を扶養している配偶者のいないひとり親と、その児童で構成される世帯

エ 著しく収入が少ない世帯

入居承継後の世帯に収入がない世帯

- (2) 承継しようとする方が当初から入居しているか、同居許可を受けてから名義人と1年以上同居していること。

- (3) 入居承継後の世帯員に暴力団員がいないこと。

（警察への照会の結果、承継しようとする世帯に暴力団員がいると判明した場合は、名義を承継できません。）

- (4) 入居承継後の世帯の収入が、入居収入基準以下であること。

- 申請：名義承継の事由が生じてから14日以内に、入居承継承認申請書に旧名義人の戸籍謄本又は住民票、新名義人の所得証明書及び収入を証明する書類、市営住宅入居請書（連帯保証人の印鑑証明を添付）などを住宅課に提出していただきます。

※ 世帯構成が変わると家賃が変わることもあります。

※ 特定目的住宅では、(1)～(4)に該当していても承継できない場合がありますので、詳しくは住宅課までお問合せください。

### 3 出産・死亡・転居など同居者に変更が生じた場合

#### → 世帯状況変更届

次の場合は、速やかに住宅課に世帯状況変更届を提出してください。

- (1) 同居者が死亡し、又は転居したとき。
  - (2) 入居者又は同居者が出産したとき。
  - (3) 入居者又は同居者の氏名に変更があったとき。
- 届出：世帯状況変更届に住民票や母子健康手帳の出生届出済証明の写し(コピー)など変更があった方の変更を証明する書類を添付して提出していただきます。

#### 4 入院など市営住宅を長期間空ける場合 → 長期不使用届

原則として無断で長期間市営住宅を使用しない場合は、住宅の明渡し請求の対象となります。

入院などやむを得ず1か月以上市営住宅を使用しないときは、住宅課に長期不使用届を提出してください。

また、自治会や管理人、近所の方などに長期間不在にすることを連絡して、共益費等の支払などを事前に相談し、不在にすることで迷惑をかけないようにしましょう。

- 届出：長期不使用届を提出してください。

#### 5 連帯保証人を変更する場合 → 入居請書

連帯保証人は、法令、条例、その他の規則等に定める事項について、入居者と連帯して責任を負うこととなります。

次のような事情が生じたときには、速やかに新たな連帯保証人を定め、住宅課に提出してください。

- (1) 連帯保証人が死亡したとき。
- (2) 連帯保証人を変更しようとするとき。
- (3) 連帯保証人が成年被後見人、被保佐人又は破産者になったとき。
- (4) 連帯保証人が履行した債務が極度額(※)に達したとき。

- 提出：入居請書に、連帯保証人の印鑑登録証明書を添付して提出してください。

※ 極度額とは、連帯保証人が負う保証の上限額のことであり、民法改正により、令和2年4月1日以降に入居請書に連署する連帯保証人は、家賃滞納等があった場合に、極度額の範囲で保証することとなります。

本市では、極度額を入居請書の提出月における月額家賃(本来家賃)の12か月分と定めております。

- ※ 連帯保証人を免除できる場合がありますので、住宅課まで御相談ください。

## 6 住宅内に手すり、温水洗浄便座、エアコンなどを設置したい 場合 → 模様替等許可申請書

市営住宅は公共の建物ですから無断で増改築、模様替、敷地内に工作物を設置することを禁止しています。

ただし、特別な理由があり、かつ、市の定める許可基準に適合するときは、条件を付けて認める場合があります。

この場合、必ず模様替等許可申請書により市の許可を得てから工事を行ってください。

無断で模様替を行ったり、許可条件に違反したりすると原状回復を命じられるばかりでなく、住宅の明渡しや損害賠償を請求されますから特に注意してください。

なお、階段・廊下・住棟の玄関など共用部分に係る申請は、自治会で合意を得てから提出してください。

- 申請：模様替等許可申請書に、設置図面などを添付して住宅課に提出してください。

## 7 自動車を市営住宅敷地内に駐車する場合 → 自動車保管場所使用承諾兼証明書交付申請書

自動車を所有する入居者が、団地の駐車場又はその専用敷地を、その自動車の保管場所に使用する場合は、市が証明する「自動車保管場所使用承諾証明書」の交付を受けてから警察での手続が必要です。

市では、自己所有の自家用乗用車1世帯1台に限り（家賃の滞納がないなどの条件付き）保管場所使用の承諾をしています。

ただし、各団地の駐車場とも入居世帯全件分の駐車スペースがありませんので、その場合は団地外の駐車場を確保してください。

- 申請：以下の書類を住宅課に提出してください。

- ※ 書類①～④及び⑥は、市の様式等を使用してください。

- ① 自動車保管場所使用承諾兼証明書交付申請書

- ※ 駐車場運営委員会のある団地については、運営委員長の確認印が必要。

- ② 誓約書

- ③ 自動車保管場所配置図

- ④ 専用敷地が平屋建及び2階建住宅の場合は、同じ棟に入居している方々の同意書

- ⑤ 自動車検査証の写し

- ⑥ その他旭川市営住宅団地に関する自動車保管場所承諾事務取扱要綱に定める書類

- ※ 住宅課で承諾後、速やかに警察で保管場所の申請手続を行ってください。

- ※ 申請から承諾までは、当日中に完了しない場合がありますので、事前に確認の上、日程に余裕をもって手続してください。

## 8 市営住宅を退去する場合 → 退去届

市営住宅を退去する場合、住宅課に届出するほか、次の事項を退去日までに入居者御自身で済ませておくことや退去後の立会が必要になりますので御注意ください。

○ 届出：退去する7日前までに、「退去届」を提出してください。

※ 月の途中で退去される場合、その月の家賃は日割り計算となります。

(1) 退去日までに、次のことを終わらせてください。

### ア 家財の搬出

住宅内のほか、燃料庫・物置・トランクルーム内にある全ての家財を搬出してください。

### イ ごみ・不要物の処分

ごみステーションにごみを出す場合は、ルールや収集日を厳守してください。処分方法が分からないものは、クリーンセンター（電話 36-2213）に確認を。

### ウ 入居者が設置したものの撤去

入居者の方で設置したものは、全て撤去してください。

給湯器・風呂釜・網戸・カーテンレール・照明器具・手すり・屋上テレビアンテナなど、入居者の方が設置した個人所有のもの（リースを除く。）。

### エ 模様替え箇所の原状復旧（原状回復義務）

市の許可を受けて設置した工作物や模様替及び増改築部分についても、入居者の個人負担で許可前の状態に戻していただきます。

また、本来は市の負担となる修繕箇所であっても、その損傷等が個人の責任によって生じた場合については個人の負担となります。

### オ その他

- ① 清掃（住宅内全般、特に窓・換気扇・流し台・トイレ）
- ② 自治会、管理人等へ退去の連絡を済ませておいてください。
- ③ 次の関係先に連絡し、契約解除の手續と料金の精算を済ませてください。
  - ・電気 北海道電力(株) TEL0120-12-6565（ほくでん契約センター）
  - ・水道 旭川市水道局 TEL24-3163（水道局お客様センター）
  - ・ガス 旭川ガス(株) TEL23-4151  
（プロパンガスを使用の方は、取引業者に連絡してください）
  - ・電話 NTT旭川支店 TEL116（TEL0120-116-000）
- ④ 家賃の滞納があるときは、事前に住宅課まで相談してください。
- ⑤ 住宅課に退去届提出後、市民課（各支所）及び郵便局に住所変更の異動届を提出してください。

## (2) 立会について

退去日以降に、退去者（入居されていた方）の立会の下で住宅の状況（(1)の内容）を確認させていただきます。

※ 退去手続きの際に、立会の日時を決めていただきます。

立会当日は、担当者が入居期間中の住宅の損傷程度などを調査し、修繕費の負担区分を決定します（詳しくは、別表「修繕費負担区分」を参照にしてください。）。

## (3) 鍵の返還

入居の際お渡しした住宅の鍵（マスターキー）3本、物置・トランクルームの鍵については、立会が終わった段階で立会した担当者に返還していただきます。

※ 万一、鍵（マスターキー）を1本でも紛失・破損した場合には、立会までに自己負担でシリンダー交換していただくことになりますので、御注意ください。

## (4) 退去修繕（個人負担分）の期間

退去者の負担で行う修繕は、立会后1週間以内に完了してください。

※ 都合で遅れる場合は、速やかに立会した担当者へ連絡してください。

## (5) 敷金の還付

敷金は、滞納家賃又は損害賠償がある場合、これを差し引いて口座振込でお返し致しますので、金融機関及び口座番号が分かるもの、印鑑（いずれも名義人のもの）をお持ちください。

※シャチハタ等のスタンプ印は使用できません。

なお、敷金の還付は、退去修繕の完了を確認してから還付手続きをとりますので、日数がかかりますことを御承知おきください。

## IV. 住宅の設備・修繕

### 1 住宅設備の使用方法・注意事項

#### (1) 床の防水

- ア 玄関、台所、トイレ、バルコニーなどの床は完全防水ではありません。掃除の際にも階下の部屋に水が漏れるほど、水を使用しないでください。
- イ 万一、階下の部屋に水が漏れると、大切な家具や衣類を傷める場合もあります。このような場合は当事者同士で話し合っ解決していただきますが、壁や床の損傷については、市に損害を賠償していただきます。

#### (2) 玄関

- ア 玄関の戸の乱暴な開閉は建物全体に響き、他の入居者に迷惑を掛けますから、お互いに注意しましょう。戸には、ゆっくり閉まる装置が付けてありますので、無理な開閉はしないでください。
- イ ドアの金具（ドアチェック、ちょうつがい）にはときどき油をさしてください。

#### (3) 台所

- ア 台所は、常に清潔に保つよう心掛けてください。気を付けても細かい野菜くずなどは直接排水管に流れがちです。もし、ごみが詰まったら、排水トラップの目皿をはずし、ごみを取り除いてください。
- イ 換気扇、レンジフードの網や羽根は、ときどきはずして掃除してください。

#### (4) トイレ

- ア 水洗式の場合は、トイレットペーパー以外は使わないでください。それ以外のものを流すと排水管がすぐに詰まってしまいます。
- イ 特に寒い日や留守にする場合は水抜栓を開けて管の中、ロータンクの中の水を完全に落として凍結防止を心掛けてください。
- ウ トイレの水が止まらないときは、ロータンクのレバーの位置を確認してください。

## (5) 浴室

- ア 風呂釜は指定のバランス釜しか使用できません。
- イ 水が流れにくいときは床排水トラップの目皿とワントラップをはずして髪の毛やごみを取り除いてください。
- ウ 浴室の湯気は他の部屋に入れないように気を付けてください。

## (6) バルコニー（ベランダ）

- ア バルコニーは避難の際にも使用しますので、仕切り板（隔離板）の前には絶対に物を置かないでください。
- イ 手すりは、落下防止のためのものです。絶対に取り外したりしないでください。また、足がかりとなる空箱などを置くと、お子さんの踏み台になる可能性が高く転落事故の原因にもなりますので注意してください。
- ウ 物干竿等は落ちやすいので固定するなどの対策を講じてください。

## (7) 電気設備

- ア 中高層の市営住宅では20アンペアを基本として安全ブレーカーを設置するようになっています。  
入居時にブレーカーについている休止カードを、電力会社に提出してください。
- イ コンセント回路は1回路15アンペア以下で使用してください。  
容量不足の場合は、電力会社に容量変更申請を行ってください。  
なお、IHクッキングヒーターなどを使用する場合はコンセントの工事が必要となり、模様替等許可申請が必要になる場合があります。
- ウ 住宅の電気設備と電気器具は正しく使いましょう。

### (ア) 照明器具

トイレ、玄関、浴室等の電球は市で設置してありますが、電球・グローランプが切れた場合は、自己負担で取り替えてください。

### (イ) テレビ

共同受信のものは、居間にアンテナ用コンセント（2個）がありますのでアンテナを設置する必要はありません。

テレビの映りが悪く、その原因がテレビ本体にないと思われるときは、隣や階上、階下の住宅のテレビの状況を確認してから、住宅課に連絡してください。

## (8) 給水設備

- ア 水栓を強く締めても、蛇口からポタポタ水が漏れたり水栓を開けたときに異常な音がするときは、水栓のパッキンが損傷しているためです。  
パッキンは消耗品です。摩耗したパッキンは、水が止まらないばかりか器具も傷めますので、早めにパッキンを取り替えてください。
- イ 水道の使用中に断水した場合は、直ちに水栓を締めてください。  
締め忘れたままで外出したりすると、通水が始まったときに水があふれ、自分の

部屋はもちろん階下の部屋まで水浸しにすることがあります。

※ このような場合には、全てその住戸の入居者の負担により建物を原状回復していただくほか他人に与えた損害の賠償もしていただきますので、十分注意してください。

#### (7) 水道の凍結

冬期間は、水道管の凍結を防がなければなりません。

止水栓からカランまでの管は皆さんの責任で管理していただきます。

外出のときは水道の蛇口をよく締め、また、長期間留守にする場合や、特に気温が下がるときは、次の方法で水を落としてください。

#### (イ) 水抜き操作方法

① 止水栓（パイプシャフト内の元栓）を締めます。

ハンドル式のものには右（時計の針の方向）に回します。

レバー式のものには「止まる」のほうにレバーを倒します。

② 水抜き栓のハンドルを右に回すと水が落ちます（一部例外があります）。

レバー式のものには止水と水抜きが兼用になっていますので、レバーを倒すと水抜きもできます（この時、“シュー”という音がします）。

水抜き栓は完全に締めてください。

③ 室内のカランを全部開けて配管の残り水を完全に落とします。

## 2 共同施設の使い方

### (1) エレベーター

高層住宅及び中層住宅の一部にエレベーターが設置されています。

エレベーターは、入居者の皆さんが全員で利用するものです。

使い方を誤ると危険ですので、正しく使用してください。

#### ◎ 万一、エレベーターが動かなくなったら

エレベーターに乗っているときに、故障や停電等で停止したとき、あるいは非常時には、あわてず操作盤下部のインターホンボタンを押し続けてください。

各階の表示灯が点灯し警報が鳴ります。

さらに、中間階にエレベーター専用インターホンが設けてありますので、非常時にエレベーターの中にいる人と通話ができます。

すぐにエレベーター業者が来ますので、その指示に従い、みだりに脱出しようとしなくてください。

### (2) 共同郵便受け

1階の共同玄関口に集合郵便受箱が設けられています。

受箱は、自分で氏名を記入したり、鍵を取り付けられるようになっています。

### (3) パイプシャフト室

共用廊下又は階段室の踊り場に扉があり、これを開けるとガス、水道等のメーターや給水管、ガス管及び止水栓が入っているパイプシャフトがあります。

パイプシャフト内配管のバルブを操作するときは、自分の住宅のバルブかどうかを確認してください。

パイプシャフトは物置ではありません。絶対に物を入れないでください。

### (4) 消防用設備

中高層住宅には、消火器、消火栓、火災報知器、防火等の設備があります。

入居者の皆さん方も防災訓練を行うなど常に消火器の扱い方や避難方法等について知っておきましょう。

### (5) 排水設備

中・高層住宅では台所、トイレ、浴室等の排水管及び污水管は構造上、上下の住宅が一本の管でつながっています。

このため、管が詰まると水が逆流し、棟全体の人々の迷惑になることがあります。天ぷら油の残り油や固形物などの詰まりやすいものは絶対に流さないように、特に注意してください。

排水管には自然に脂が付着し、次第に流れが悪くなりますので、自治会で話し合い、費用を出し合って定期的に排水管の清掃を専門業者に依頼してください。

### (6) 廊下・階段・ベランダ

廊下や階段に新聞・雑誌、自転車などを置くと放火されたり、災害時に避難の邪魔になったりと大変危険です。

防災上からも、団地の共同部分やベランダに物を置かないようにしてください。

### (7) 屋上

転落事故の危険や防水層をいため雨漏り等の原因になるため、利用できません。

### (8) ごみステーション

ごみステーションを団地敷地内に設置してありますので、それ以外のところにはごみを捨てないでください。

また、ごみの分別・指定曜日は必ず守り、ごみ収集後あるいは収集日以外には絶対に出さないでください。

なお、年末年始は収集していませんので次の回収曜日まで保管してください。

### (9) 集会所

団地内には、共同施設として建設した集会所があります。

集会所は、入居者及び該当地域の方々の憩い、ふれあい、集いの場として、団地及び地域のコミュニティー活動・教育・文化・福祉活動の促進を目的に使用していただく施設ですので、営利目的では利用できません。

集会所の運営は、団地自治会や周辺地域住民で組織した運営委員会が行っています。

また、集会場には市が委嘱した管理人を配置しており、管理する集会場に出火、洪水、強風等による被害があった場合の緊急連絡や破損、故障などが生じたときの報告のほか、鍵の管理、使用者への使用方法等の指導等を行っております。

なお、管理人が辞任、又は退去等で交代が必要な場合は、速やかに住宅課まで届出を行ってください。

#### (10) 児童遊園

団地内の児童遊園には、ブランコ、すべり台などいろいろな遊戯施設があります。施設の保守及び各種設備点検は市が実施しますが、団地自治会が中心となって管理し、公園内の外灯やピロティール灯の電気料は、皆さんで負担していただきます。

また、子供たちが危険な道路で遊んだりしないためにも、除草、清掃及び遊戯施設の管理等に協力しましょう。

### 3 住宅の修繕

入居者には『住宅又は共同施設について必要な注意を払い、これらを正常な状態において維持しなければならない』という、いわゆる入居者の保管義務があります。

したがって、住宅の維持管理に必要な経費は、入居者が負担することになっております。

家賃には修繕費分が含まれていますが、この修繕費で市が行う修繕の義務及び範囲は公営住宅法で定められており、それ以外の修繕は入居者の負担となります。

#### (1) 市が行う修繕箇所

ア 住宅及び共同施設の主要構造部分のうち次に掲げるもの。

主要構造部（壁、基礎、土台、柱、床、はり、屋根及び階段）

イ 附帯施設のうち次に掲げるもの。

給水設備、排水設備、電気設備、ガス設備、共同塵かい処理設備、消火設備その他市長が特に必要と認めるもの。

※ ただし、上記箇所でも入居者の故意又は過失によって修繕が必要になった場合は、入居者の負担において修繕することになります。

#### (2) 入居者が行う修繕箇所

ア 市負担分以外の箇所の修繕については、入居者の方で修繕していただきます。（負担区分については別表を参考にしてください。）

イ 負担区分の判断が難しい場合など状況によっては、職員又は事業者が伺うこともあります。

#### (3) 修繕の受付

住戸内の水漏れや停電又は住棟の異変などがあった場合、入居者の皆さんからの連絡を受付ける業務を、民間事業者に委託しております。

（詳しくは、入居説明会で配付される資料を御確認ください。）

#### (4) 修繕費負担区分表

入居者に修繕、又は処理していただく事項

| 項目    | 品名                                                   | 状況                                              | 施工方法     |
|-------|------------------------------------------------------|-------------------------------------------------|----------|
| 畳     | 畳表、畳床                                                | 穴あき、すり傷、切傷、汚損、結露水による損傷                          | 表替え、取替   |
| 襖・障子戸 | 襖戸、障子戸、ガラス                                           | 汚損、ガラスの破損、亀裂                                    | 張替、入替    |
| 木製建具  | 玄関ドア（戸）、間仕切ドア（戸）、ベランダ戸、物置戸、窓戸                        | 切傷、カキ傷、落書等による汚損、破損                              | 補修       |
| 金属建具  | 玄関戸、窓、ベランダ戸                                          | 打傷、切傷                                           | 塗装、取替、補修 |
| 内装    | 天井、壁、床                                               | 穴あき、インク、落書、結露による汚損、器物によるすり傷                     | 復元、補修    |
| 金物等類  | 引手、ちょうつがい、クレセント、ポスト口、防犯鎖、ドアチェック、便所内掛金物、郵便受けカゴ、戸車、レール | 不自然な破損                                          | 復元、補修    |
|       | 流し台、ガス台、調理台                                          | 不自然な破損                                          | 補修       |
|       | 棚、戸棚                                                 | 附属金物の紛失                                         | 復元       |
|       | 換気口                                                  | 目詰まり                                            | 清掃、取替    |
|       | 鍵、錠                                                  | 鍵の紛失、鍵穴の詰まり、鍵・鍵穴の摩耗、取手の破損                       | 複製、清掃、取替 |
|       | 床下、軒天換気口（屋外）                                         | 故意又は過失による換気口網の穴あき及びフタの破損・紛失                     | 補修、取替    |
|       | 外煙筒、集合煙突                                             | 油煙の詰まり                                          | 清掃       |
|       | 屋内煙筒                                                 | 煙筒内結露による漏水、フタの紛失                                | 拭取り      |
| 屋根    |                                                      | アンテナ取り付け等による雨漏り<br>雪降し等による屋根の損傷                 | 補修       |
| 給排水設備 | 給水栓（カラン）、水抜栓（止水栓）の附属パッキン                             | 水が止まらない、音がする                                    | 取替       |
|       | ロータンクの内部器具                                           | 水が出ない、止まらない、水量が不適當、異物混入による破損                    | 取替、調整    |
|       | 排水枝管、溜桝、側溝、シンクホース                                    | 詰まり                                             | 清掃       |
|       | 流し槽、洗濯槽、洗面台、便器、浴室の排水口                                | 排水トラップ（目皿、中皿を含む。）の詰まり、ゴム栓、クサリ、洗濯槽部品等の紛失、損傷、便器破損 | 清掃、復元    |
| 換気設備  | 熱交換換気扇                                               | フィルターが目詰まり                                      | 清掃、取替    |
|       | 換気扇、レンジフード等                                          | 油、埃等による汚損                                       | 清掃       |
| 電気設備  | 照明器具                                                 | 電球、蛍光灯、グローランプの球切れ、附属金物の損傷                       | 取替       |
|       | 各種スイッチ、コンセント                                         | プレートの破損                                         | 取替       |
|       | ヒューズ                                                 | 通電しない                                           | 取替       |
|       | チャイム（電池式）                                            | 電池切れ                                            | 取替       |
| 共同施設  | 共同階段窓                                                | ガラス、クレセントの損傷                                    | 取替、補修    |
|       | 共同階段灯、共同玄関灯                                          | 電球、蛍光灯、グローランプの球切れ                               | 取替       |
| その他   | ねずみ、害虫、ゴキブリ                                          |                                                 | 駆除       |

入居後、1年以内に不具合があった際は市で負担する場合があります。

その他、入居者の故意又は過失により修繕を必要とするに至った場合は、入居者の責任となります。

## 4 結露の防止

### (1) 「結露」とは

冷たい水の入ったコップを温かい室内に置いておくとコップの表面に水滴がつくことがあります。これは空気中の水蒸気がコップの冷たい部分に触れて水滴に変化する「結露現象」によるものです。

この現象は、住宅の内壁やガラス面でもよく起こり、特に冬期間の外気が極端に下がっている時期には、発生した水滴が壁や天井を汚したり、家具や衣類に損傷を及ぼしたりすることになります。

ひどいときには、天井に水がたまり雨漏りのような状態になるときもあります。

また、カビの原因にもなります。

普段の住まい方が、結露の発生に大きく関わってきますので、常日頃から気を配り快適な生活を送れるように心掛けましょう。

### (2) 結露を防ぐには

#### ア 空気の入替をする

コンクリート住宅は、木造住宅に比べて機密性が非常に高いため、隙間風がなく暖かいのですが、同時に部屋の中の水蒸気も外に出にくくなっています。

意識して、換気をすることが必要です。

#### イ 水蒸気の発生を少なくする

煙突・排気筒のないストーブは使わない、洗濯物はよく脱水してから干すなど、普段の生活から、水蒸気の発生を少なくすることが大切です。

また、発生させた水蒸気は換気扇などを回して外に出すように心掛けましょう。

#### ウ 室内を開放的にする

各部屋の温度の違いが大きいほど結露は起きやすいのです。

そのため、陽がさして暖かい時は、ふすまや扉を開けて、各部屋の温度のむらをなくし、寒い部屋をつくらないように心掛けましょう。

#### エ 室内の空気の流れを良くする

タンスなどの家具は壁、床から少し離し、空気の流れを良くしましょう。

この場合、地震の時の転倒防止措置も必要です。

#### オ 室内の温度・湿度に気を付ける

湿度が同じでも室温が低いと結露が発生しやすくなります。

温湿度に注意して、快適な状態をつくるように心掛けましょう。

### (3) それでも結露が起ったら

#### ア まずは拭き取りましょう。

空気の流れを良くし、部屋全体を乾燥させましょう。

#### イ 部屋の空気だけを一度や二度入れ替えただけでは結露は止まりません。

その都度、拭き取り、根気よく部屋の湿気を繰り返し外に出すように心掛けま

しょう。

ウ 結露を放置すると凍りつくことがあります。

こうなると窓ガラスや壁を傷つけないように氷を取り除くしかありません。

この際、お湯をかけて溶かしたりしてはいけません。お湯が壁を汚したり、階下まで流れ込んだりして、再び凍りついてもっとひどい状態になります。

氷は氷のまま取り、それでも残った氷は徐々に暖めて（例えば、ヘアドライヤー・布団乾燥機など）拭き取っていく根気強い対応が必要です。

#### (4) 24時間換気扇について

一部の住宅には24時間換気扇が設置されています。24時間換気扇は住戸内の空気を外に出し、冷たさを抑えた外気を室内に取り入れるシステムです。

このシステムの電源を切ったまま生活しますと前述しました「結露」が発生する要因となりますので、必ず常時電源を切らずに生活してください。

ただし、このシステムの換気能力以上に湿気・水蒸気を大量に発生させますと「結露」が発生しますので、常日頃から温湿度に注意して、快適な環境をつくるように心掛けましょう。

また、換気能力の維持・故障防止のため、半年に1回程度は掃除機等でフィルターを清掃するようにしてください。

## V. 防火・防犯

### 1 防火

旭川市の市営住宅でも、たばこの不始末など入居者の不注意により火災が発生した事例があります。家の中には、ガスコンロや電気器具等の火災の原因になるものがたくさんあります。

火のそばに燃えやすいものを置かないように、また、子供の手の届く所にライター等の危険物を置かないように、注意しましょう。

#### (1) 火災が発生した場合

次の人は、団地ごとに結成する自衛消防組織に連絡するとともに、消防隊を誘導し情報の提供をしてください。

- ア 火災を発見した人
- イ 逃げ遅れた人や負傷した人の情報を把握している人
- ウ 火災発生場所の入居者又は関係者

※ 皆さんの過失により失火した場合は、原状回復、損害賠償、住宅の明渡しなどの措置を受けることになります。

また、御自身や御家族をはじめ、隣人や同じ団地の入居者の方々、さらには近隣住民にも多大な御迷惑を及ぼすことにもなりますので、日頃から火災にはくれぐれも気を付けてください。

#### 【火災防止のチェックポイント】

|         |                                                                                   |
|---------|-----------------------------------------------------------------------------------|
| 火遊び     | 子供の手の届く所にマッチやライター等は置かないようにしましょう。                                                  |
| 寝たばこ    | 寝る前に吸い殻を1か所に集めて上から水をかけると安全です。<br>また、ふとんの中に入った寝たばこは危険です。特に、お酒を飲んだ後の寝たばこは絶対にやめましょう。 |
| ストーブ    | ストーブの近くにマッチや紙などの燃えやすいものを置かないようにしましょう。また、ストーブを置く場所もカーテンなどの近くに置かないよう、注意してください。      |
| タコ足配線   | 1つのコンセントから、いろいろな電気器具を使うのは危険です。                                                    |
| 消火器の点検  | 消火器は「1家庭に1本」備えておきましょう。<br>その使い方を家族みんなで覚えるようにしましょう。                                |
| 外出時の火の元 | 外出するときストーブ、ガスコンロ、アイロンなどに十分注意しましょう。わずかな時間でも外に出るときは、火の始末を忘れないようにしましょう。              |

## (2) 緊急通報システム（ホットライン119）

市営住宅の一部の住居には、緊急通報システムが設置されています。

システムが設置されている住宅に入居された方は、必ず旭川市緊急通報事業利用契約の手続をしてください。

緊急通報システムを利用するには、固定電話回線の契約手続が必要になります。

（消防法により、必ず契約しなければなりません。電話の回線使用料は利用者負担となります。）

### ※ 緊急通報システムとは

家庭で火災・ガス漏れなどの緊急事態が発生したときにセンサーや無線発信機により消防指令センターへ自動的に通報するシステムです。

各入居者において固定電話の回線が接続されていない場合、この機能が働かず、災害時にあっても他の入居者に知らされないなど、入居者の方々の安全が確保されない状態になりますので、必ず固定電話回線を接続してください。

|      |                                                                                        |
|------|----------------------------------------------------------------------------------------|
| 設置団地 | 神居、第1永山、第2永山、春光1区、神楽岡、東鷹栖、亀吉（2号棟、3号棟）、春光2区（改良を除く。）、春光6区（改良の1号棟、3号棟、4号棟を除く。）、春光台（1～4号棟） |
|------|----------------------------------------------------------------------------------------|

## 2 防犯

団地で起こる犯罪には、空巣や痴漢などが多いようですから、次のことに気を付けましょう。

- のぞき窓やドアチェーンを十分に活用しましょう。
- 普段から隣近所との連絡を密接にしておきましょう。
- 女性、子供は夜間におけるエレベーターのひとり乗りはできるだけ避けましょう。非常の場合には、エレベーター内の非常ベルを押してください。

## VI. 災害時の緊急避難

- ◎ 火災や地震などの災害が発生した場合は、各団地の避難経路に従って、避難してください。
  - ※ 災害時のエレベーター使用は厳禁です。
- ◎ バルコニーにある仕切り板（隔離板）は火災等緊急時の脱出の際に破ってください。
- ◎ 特に高齢者、子供、体の不自由な方々が円滑に避難できるよう、自治会や住人の方々の協力をお願いします。

令和8年4月

旭川市建築部住宅課

TEL 0166(25)8510

